

愛知海区漁業調整委員会ひき縄釣採捕承認事務取扱要領

第1 承認の申請

承認の申請は大会主催者が行うものとし、大会開催の1月前までにひき縄釣採捕申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、愛知海区漁業調整委員会（以下、「委員会という。」）に提出しなければならない。

- (1) 大会実施要領
- (2) マリーナ（スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする施設をいう。）を管理し、又は運営する者で愛知県内に住所を有するものが主催し、又は共催し行われることがわかる書類
- (3) 標識旗のデザイン
- (4) その他委員会が必要と認めた書類

第2 参加船舶の届出

承認を受けた者は、大会開催の1週間前までにひき縄釣採捕参加船舶届出書（様式第2号）に使用船舶を証する書類の写し（用船の場合は船舶使用承諾書）を添えて、委員会に提出しなければならない。

第3 承認証の交付

委員会は、承認をしたときは、ひき縄釣採捕承認証（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

第4 承認事項の変更

承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、速やかにひき縄釣採捕承認内容変更申請書（様式第4号）に承認証を添えて委員会に提出し、承認を受けなければならない。

第5 承認証の再交付

承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、速やかにひき縄釣採捕承認再交付申請書（様式第5号）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けなければならない。

第6 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取消された場合には速やかに委員会に承認証を返納しなければならない。

第7 実績の報告

採捕実績の報告は、ひき縄釣採捕実績報告書（様式第6号）により行うものとする。